

最新 判決 研究

税理士の税務相談の範囲と 損害賠償義務

東京地裁令和7年1月30日判決（令和5年（ワ）第154号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士 **品川芳宣**

一、事実

(1) X（原告）は、ラーメンチェーン店を全国に展開するT社の創業者あり、同社の代表取締役である甲の妻である。また、Xは、その子らと共に出資してシンガポールに設立した資産管理会社E社の代表者であり、かつ、同社株式の約59%を保有していた。そして、令和元年6月30日時点で、T社の発行済株式総数（2375万7800株）のうち、E社が24.62%に相当する株式（585万株）を、Xは7.74%に相当する株式（184万株）をそれぞれ保有していた。

(2) X及びE社（以下「Xら」という。）は、平成31年初め頃、日星租税条約による税の負担軽減措置を受けるため、Xの保有するT株式の一部をE社に移転すること（以下「本件株式移転」という。）とし、E社は、同年1月28日、大手税理士法人であるY（被告）との間で、本件株式移転に関する業務委託基本契約及び個別業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結した。なお、Xは、本件契約の当事者ではなかったものの、本件契約に基づく業務の提供を受ける者として、本件契約の定めに拘束されるものとされた。

本件株式移転の目的は、E社がT社から受領する配当に対する課税について、日星租税条約10条2項(a)の適用を受けることで税率の軽減を受ける点にあり、そのためには、本件株式移転の結果として、E社がT社の議決権のある株式のうち、少なくとも25%を保有する必要があった（以下「25%要件」という。）。また、本件株式移転によってXに生じる株式譲渡益に対して所得税等の課税を受けないようにするため、本件株式移転における移転株式数がT社の発行済株式総数の5%を下回る必要があった（所法161①三、所令281

①四口、同⑥二参照。以下「5%要件」といい、25%要件と併せて「本件各要件」という。）。

(3) Yの所属税理士Sは、令和元年7月12日、本件株式移転に関する第3回目のミーティング（以下「7月12日ミーティング」という。）において、X及びE社の担当従業員Hに対し、移転株式数のシミュレーションを記載した資料（以下「本件シミュレーション資料」という。）を交付して説明した。本件シミュレーション資料には、T社の新株予約権（以下「ストックオプション」という。）が全数行使された後に、発行済株式数が2443万8000株になることを前提として、XからE社に移転する株式数を100万株、110万株、120万株、122万株とした場合における発行済株式総数に対する移転株式数の割合及び株式移転後におけるE社が保有するT社の株式数が記載され、移転株式数120万株について青色でマーキングされていた。なお、上記シミュレーションは、いずれの場合も本件各要件を充足する結果となることを示していた。

(4) Xは、令和元年8月16日、E社に対し、自己が保有するT社の株式のうち、120万株を現物出資した。これに対し、所轄税務署長は、令和4年11月21日付で、本件株式移転における移転株式数は発行済株式総数の5.04%にあたるとして、所得税等を1億2495万円余とする決定処分と無申告加算税2496万円余とする賦課決定処分をした。また、Xは、上記所得税等に係る延滞税として880万円を納付した。

かくして、Xは、Yに対し、重大な過失により不正確・不適切な説明を受けたため損害を受けたとして、令和5年1月19日、損害金1億5872万円余とする損害賠償を請求する本訴を提起した。